



令和4年度 児童クラブ入級児童募集のお知らせ



令和4年度 保育所等園児募集のお知らせ

募集概要

町では、令和4年度保育所等入所園児を募集いたします。
次のとおり受け付けを行いますので、入所を希望される場合は、入所基準を確認のうえ、お申し込みください。
また、他市町村の保育所等入所を希望される場合は、事前にご相談ください。
現在入所されている方は、継続入所確認手続きの書類を保育所などを通じて配布いたします。

▼入所基準

- (1) 就労している（週16時間以上の就労）
 - (2) 母親が妊娠中または出産前後である（予定日前8週を含む月初めから後8週を含む月末まで）
 - (3) 保護者に疾病、心身に障がいがある
 - (4) 親族の介護・看護をしている
 - (5) 災害（火災・風水害・地震など）の復旧にあたっている
 - (6) 求職活動中である（起業の準備を含む）
 - (7) 就学している
 - (8) 社会的養護の観点から保育の実施が必要と認められる場合
 - (9) その他、右記に類する状況でお子さまの保育ができない場合
- ※保育所等入所希望児童の住所が利根町にあり、保護者または同居の家族全員が、右記のいずれかの要件に該当し、

保育を必要とする理由がある場合です。また、65歳以上の方はこの限りではありません。
▼提出場所
子育て支援課 子ども福祉係
※申請用紙は、子育て支援課および各保育所などに置いてあります。
また、町公式ホームページからもダウンロードできます。

▼受付期間

11月17日(水)～12月15日(水)
午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日は除く）
※ただし、12月1日(水)は午後8時まで受け付けております。なお、**郵送による提出書類の受け付けは行いません。**

▼注意事項

保育所などの入所は、公正な方法により選考を行っています。選考方法として、利用調整基準表に基づき、点数化などして点数の高い順に入所の決定を行っています。
また、入所児童が各保育所などの定員を超えた場合は、入所基準該当者であっても入所できない場合があります。

▼問い合わせ先

子育て支援課 子ども福祉係
☎68・2211（内線142）

▼受付場所

子育て支援課

▼受付日時

11月17日(水)～12月15日(水)
午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日は除く）
※12月1日(水)は午後8時まで受け付けを行います。

※申込期限は必ず厳守してください。

▼開級時間

・授業終了後～午後6時30分
・午前8時～午後6時30分（授業休業日）
※毎週土曜日は、1ヶ所に集約し開級

▼閉級日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、お盆（8月13日～15日）
※災害などによる学校休業日は、児童クラブも閉級となります。

▼利用料など

5000円/月（8月は夏休み期間のため7000円）。2人目以降は半額となります。
また、児童の傷害保険代（800円/年）やおやつ代が別途必要となります。

▼問い合わせ先

子育て支援課 子ども福祉係
☎68・2211（内線145）



『利根町事業者支援一時金支給』に関するお知らせ

町では、国および茨城県が行う営業時間短縮要請および不要不急の外出・移動の自粛要請の影響を受け、令和3年8月から9月の売上が減少した中小企業者および個人事業者に対して一時金を支給します。

▼対象となる事業者

- (1) 申請日において、1年以上継続して事業を営み、町内に主たる事業所を有する法人または個人事業主および町内に住所を有する個人事業主であること
- (2) 営業時間短縮要請などの影響により、令和3年8月から9月までのいずれかの月の売上が、令和2年または令和元年の同月の売上と比べて20%以上減少しており、営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接的取引がある事業者、または外出自粛により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者
- (3) 前年の事業収入の平均月額が、法人は15万円以上、個人事業主は10万円以上である事業者
- (4) 茨城県からの営業時間短縮の要請を受けた事業者（令和3年8月6日～9月30日）で茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金および町の交通事業者支援金を受給していないこと。※今後も受給する予定がないこと
- (5) 町税などを滞納していないこと（徴収の猶予が認められたものは除きます。）

▼支給金額（1事業者1回限り）

(1) 営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接的取引があるため影響を受けた事業者 **10万円**

(2) 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っており不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた事業者 **5万円**

▼申請期限

令和4年1月31日まで

▼申請方法 町公式ホームページまたはまち未来創造課窓口を設置の申請書に必要書類を添えてご申請ください。

▼申請・問い合わせ先

まち未来創造課 商工観光係
☎68・2211（内線244）



▶児童福祉・教育施設

※掲載内容は令和3年11月現在のものです。内容が変更となることもありますので、必ず園にご確認ください。

施設区分		保育所		認定こども園			事業所内保育所
				幼保連携型	幼稚園型		
施設名		文間保育園	東文間保育園	布川保育園	利根二葉幼稚園	利根大和幼稚園	もえぎ野わかば保育園
所在地		立木 755	中谷 1005-1	布川 3003-2	羽根野 850	布川 2070	もえぎ野台 1-1-8
電話番号		68-3194	68-2303	68-3501	68-4633	68-3438	090-3241-3959
定員		—	—	1号 13名	1号 60名	1号 25名	—
		2号 42名	2号 29名	2号 28名	2号 22名	2号 18名	3号・従業員枠 9名
		3号 28名	3号 21名	3号 22名	3号 8名	3号 12名	3号・地域枠 3名
		合計 70名	合計 50名	合計 63名	合計 90名	合計 55名	合計 12名
対象年齢		6カ月以上		6カ月以上	1歳児以上	生後 12 カ月前後 (要相談)	57 日～2 歳児
開園 時間	平日	7:00 ～ 19:00		7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00	7:30 ～ 18:00	7:00 ～ 19:00
	土曜日	7:00 ～ 18:00		7:00 ～ 18:00	—	—	7:00 ～ 18:00

※対象年齢についてはご相談ください。

- ・1号認定…教育標準時間利用の満3歳以上の就学前の子ども（直接園に申請してください。）
- ・2号認定…保育の必要性の認定を受ける満3歳以上の就学前の子ども
- ・3号認定…保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の就学前の子ども